

令和２年度 境港市下水道料金等審議会（第１回）

【日時】 令和３年２月９日（火） １４：００～１４：４５

【場所】 境港市役所 第３会議室

【委員出席者】 １３名

細田智久委員（会長）、三好伸作委員、大西毅一郎委員、中本勝委員、佐々木壮一委員、
木村幹夫委員、山田哲男委員、門脇美保委員、中西健一郎委員、渡邊はるみ委員、
堀田真弓委員、永井美央委員、小椋あけみ委員

【委員欠席者】 ２名

畑野成至委員、山本博敏委員

【市出席者】

伊達市長

事務局 灘建設部長、木村課長補佐、門永課長補佐、荒岡普及係長、黒田主幹

【会議録】

１．開会

（事務局 灘建設部長）司会のあいさつ

２．市長あいさつ

（伊達市長）開会のあいさつ

３．委員紹介

（事務局 灘建設部長）出席委員を紹介、欠席委員を報告、事務局自己紹介

４．会長選出及びあいさつ

（事務局）細田委員を提案、全会一致で細田委員を会長に選出

（細田会長）受諾のあいさつ

５．諮問

諮問書を伊達市長から細田会長に手渡し

６．議事

議題「公共下水道事業受益者負担金第８負担区の区域及び単位負担金額の決定について」

（事務局）第８負担区の区域及び単位負担金額について説明

◎質疑応答

（大西委員）

第８負担区の事業費で、総事業費が延長４２キロメートルとなっていて、補助事業費分・
地方単独費分はそれぞれ延長が２１キロメートルとなっていますがどういことでしょうか。

(事務局)

総事業費の延長4.2キロメートルの内訳が、補助事業費分と地方単独費分それぞれ2.1キロメートルと見込んでいます。補助事業費の方が単価の高い工事を実施することを想定しているため、事業費が高くなっています。

(佐々木委員)

境港市の前納報奨金が他市に比べて一番高くなっていますが、報奨金の内訳はなにか。

(事務局)

受益者負担金は、5年間にわたって20回に分割して支払うことができますが、賦課された年の最初の納期に全額を支払いますと、2期目以降の19回分の支払いが20パーセント、報奨金として差し引かれるという制度があり、総額では約18.9パーセントが報奨金として計算されます。一年ごとの報奨金もあり、1年分で4パーセント、2年分で8パーセント、3年分で12パーセント、4年分で16パーセントという風になっています。市には、確実に全額を支払っていただけて、受益者には、報奨金で受益者負担金が安くなるというメリットがあります。ほかの市町村も当初は、報奨金の割合が高かったのですが、徐々に下がってきています。もともとは、下水道事業が昭和58年に着手されましたが、そのころの金利が、およそ4パーセントであったため、それをもとに5年間分で20パーセントになったようです。金利がかわったからといって、この割合を下げるというのは合理的ではないということで、境港市は割合を下げていません。

(門脇委員)

第8負担区域の区域が外江地区周辺から離れたところにもいくつかありますが、今後も増えていくのでしょうか。

(事務局)

離れているところは、当初、家屋が建つことを想定していなかったところですが、家屋が建ち始めたこともあり、今回、区域として追加しています。

受益者負担金は、下水道が接続できるようになってから賦課されるものですが、この区域が、今後、下水管が配管され、将来的に下水道へ接続できるようになったということです。

(細田会長)

そのほかご質問・ご意見はありませんか。

ー質問・意見なしー

◎意見のまとめ

(細田会長)

一通りご質問・ご意見をいただきました。

金額については具体的な質問はなかったと思います。

よろしければ今回の審議会で、料金について答申を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

－異議なしの声－

－（会長、事務局）退場して答申案を作成。再入場後、答申案を各委員に配布－

（細田会長）

（答申案読み上げ）答申案にご意見などがありましたら、お願いします。

－意見なし－

それでは、この内容で答申したいと思いますが、よろしいでしょうか。

－異議なしの声－

◎答申

（会長、建設部長（市長代理））答申書を手渡し

（建設部長）お礼のあいさつ

7. その他

（事務局）委員報酬の口座振込について

8. 閉会

（細田会長）閉会のあいさつ

（事務局）お礼のあいさつ